

原油価格高騰対策公共交通事業者支援補助金のご案内

1 目的

コロナ禍における原油価格高騰による燃料費上昇の直接的な影響を受け、厳しい経営環境にある町内の公共交通事業者を支援することで、公共交通事業の安定的な運行継続を図ることを目的としています。

2 補助対象事業者及び補助額

町内に事業所や運行区間を持つ公共交通事業者のうち、原油価格高騰による燃料費上昇分を、即座に利用料金に反映することが難しい事業者を対象とし、下記の額を上限に補助を行います。

フェリー事業者	鉄道事業者	路線バス事業者	タクシー事業者
1事業者当たり	1事業者当たり	1事業者当たり	※車両1台当たり
1,000,000円	500,000円	300,000円	30,000円

※令和4年9月30日時点における町内事業所に配置された車両を対象とする

3 補助要件

【共通要件】

- ・令和4年4月から同年9月までの間に、町内を運行区間に含む船舶又は車両において使用した主な燃料（レギュラーガソリン、軽油、重油、LPガス）について、価格高騰

分として 1リッターあたり15円（LPガスにおいては、1リッターあたり26円）の補助金を給付します。

【フェリー事業者】

- ・町内に事業所を有していること。
- ・海上運送法第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営んでいること。

【鉄道事業者】

- ・町内に事業所を有していること。
- ・鉄道事業法第2条第2項に規定する第一種鉄道事業を営んでいること。

【路線バス事業者】

- ・町内に運行区域を有していること。
- ・道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（高速バス路線に係るものを除く。）を営んでいること。

【タクシー事業者】

- ・町内に事業所及び営業区域を有していること。
- ・道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営んでいること。
- ・申請日時点において、事業を継続していること。

4 申請手続き

(1) 申請期限

令和4年12月28日（水）まで（当日消印有効）

（2）申請書類

- ・原油価格高騰対策公共交通事業者支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・宣誓書兼同意書（様式第2号）
- ・令和4年4月から同年9月までの間に、町内を運行区間に含む船舶又は車両において使用した主な燃料（レギュラーガソリン、軽油、重油、LPガス）の数量が確認できる書類

- ・一般乗用旅客自動車運送業の許可書の写し（両面） ※タクシー事業者のみ
- ・事業所の所在地及び配置する車両数が確認できる書類 ※タクシー事業者のみ

（3）申請方法

感染症拡大予防のため、郵送による申請にご協力をお願いいたします。（窓口も可）

<宛先>

〒311-1392 東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275

大洗町まちづくり推進課 地域振興係 宛

5 お問い合わせ

大洗町まちづくり推進課 地域振興係

電話：029-267-5109（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

F A X：029-266-3084

e-mail：machidukuri2@town.oarai.lg.jp

